

3.1 1 伝承ロード形成「震災伝承施設」登録施設

この取組は、東日本大震災に関する震災遺構、震災復興伝承館、記念碑や慰霊碑等を「震災伝承施設」として登録し、東日本大震災から得られた個々の実情と教訓を総体として、広く国内外及び次世代に継承すること、あわせて地域の交流促進、地方創生及び地域の防災力の強化に寄与することを目的とする。

登録施設は、震災伝承ネットワーク協議会が運営するポータルサイト、震災伝承施設ガイドブックのほか、市公式ホームページで紹介しています。

分類	施設名	所在地	施設概要	登録日
第3分類	大船渡市立博物館	末崎町字大浜221-86	明治29年と昭和8年の三陸地震津波、昭和35年のチリ地震津波の写真や記録を展示。映像コンテンツ「荒れ狂う海～津波常習地・大船渡～」では、市民が撮影した東日本大震災津波のほか、上記の津波の記録と教訓をまとめたものを上映。	H31.3.28
	(2) 大船渡市魚市場	大船渡町字永沢209	3階多目的フロアに展示室を設け、東日本大震災津波の概要や津波来襲前後の市内各地の様子、大船渡水産業の被災から復興までの軌跡を写真や映像等により紹介。	R5.1.31
第2分類	大船渡市民体育館前屋外時計	(大船渡市民体育館付近)	東日本大震災の地震発生時刻である午後2時46分頃に時間が止まっていたもの。	H31.3.28
	(10) 潮目	三陸町越喜来字肥ノ田30-10	旧越喜来小学校にあった非常階段(子供たち・先生方が全員無事避難)を移設展示。震災直後に子供たちが描いた「未来の越喜来」の絵を併設展示。	H31.3.28
	茶茶丸パーク時計塔	(夢海公園内)	東日本大震災の津波により午後3時25分頃で時間が止まっていたもの。震災の経験や教訓を風化させることなく後世に伝えるため震災遺構。	R1.7.1
	夢海公園	大船渡町字茶屋前103-3	市の中心市街地に立地し、市民の憩い・交流の場として利用されている公園。公園内には、東日本大震災で被災した「茶茶丸パーク時計塔」を移設し、震災遺構として保存。	R1.7.1
	ど根性ポプラ	(浦浜地区緑地広場)	昭和8年の三陸大津波以後に植樹され、東日本大震災の津波にも負けないポプラの木は、誰からとなく「ど根性ポプラ」と呼ばれ、日々、住民の心を慰め、奮い立つ勇気を与えてくれます。	R2.1.30
	津波警報塔	(加茂神社境内)	昭和35年5月24日未明に来襲したチリ地震津波による惨禍を想起し、今後の不慮の事態に備えるため、チリ地震津波から1周年後に建てたもの。	R2.1.30
	津波記憶石第26号	(三陸鉄道綾里駅前)	従来のような津波の到達点を示すだけではなく、忘れてはならない『記憶』を残していくことを加え、津波記憶石として津波の事実と教訓を残すために石碑を建立。	R4.2.2
	津波記憶石第27号	三陸町吉浜字上野1番地3地先	従来のような津波の到達点を示すだけではなく、忘れてはならない『記憶』を残していくことを加え、津波記憶石として津波の事実と教訓を残すために石碑を建立。	R4.2.2
	大船渡市防災学習館	赤崎町字山口80-38漁村センター	東日本大震災津波の記憶や教訓の伝承をはじめ、土砂災害や風水害など、災害全般に対する備えについて総合的に学習する施設。震災当時、避難所として使われた施設を一部改修し開館。	R5.1.31
	震災伝承看板	サン・アンドレス公園 展望台3階	湾口防波堤による津波減災効果と被災後に創意工夫を施し復旧されたことが学べる看板を設置。	R5.1.31

分類	施設名	所在地	施設概要	登録日
第1分類 (13)	津波石碑(津波記念碑)	(赤崎町字合足)		H31.3.28
	津波石碑(津波記念碑)	(赤崎町字蛸ノ浦)		H31.3.28
	津波石碑(津波記念碑)	(赤崎町字跡浜)		H31.3.28
	津波石碑 (津波犠牲者の霊に捧げる)	(大船渡町字富沢)		H31.3.28
	津波石碑(昭和35年5月24日 チリ地震津波到達地点)	(大船渡町字地ノ森)		H31.3.28
	津波石碑(昭和35年5月24日 チリ地震津波到達地点)	(大船渡町字野々田)		H31.3.28
	津波石碑(昭和35年5月24日 チリ地震津波到達地点)	(大船渡町字笹崎)		H31.3.28
	津波石碑(海嘯溺死之霊)	(末崎町字細浦 長源寺)		H31.3.28
	津波石碑(津浪横死者供養碑)	(末崎町字細浦 長源寺)		H31.3.28
	津波石碑(津浪横死者慰霊塔)	(末崎町字中森 麟祥寺)		H31.3.28
	津波石碑(津波記念碑)	(三陸町越喜来字仲崎浜)		H31.3.28
	津波石碑(津浪記念碑)	(三陸町越喜来字鬼沢)		H31.3.28
	津波記憶石第33号	(赤崎町字山口 赤崎中学校)		R4.2.2

－ 説明 －

分類	定義・基準等
第1分類	「震災伝承施設」の定義の項目いずれか一つ以上に該当する施設 ①災害の教訓が理解できるもの ②災害時の防災に貢献できるもの ③災害の恐怖や自然の畏怖を理解できるもの ④災害における歴史的・学術的価値があるもの ⑤その他（災害の実情や教訓の伝承と認められるもの）
第2分類	第1分類の条件を満たし、かつ、十分な容量の駐車場等、来訪者が訪問しやすい設備を有する施設 【訪問しやすい】とは… 来訪者が利用できる十分な容量の駐車場等のサービス設備を有していること
第3分類	第2分類の条件を満たし、かつ、案内員の配置や語り部活動の実施等、来訪者の理解しやすさに配慮している施設 【理解しやすさ】とは… ①震災伝承に係る展示物や展示内容に関する案内員が配置されていること、または、施設の展示に関連する語り部活動が行われていること ②展示内容の多言語化やビデオ映像上映による展示等が行われていること